第明三治二十五種郵便物認可

② 職員数
1,000人以上：5
500人以上1,000人未満：4
100人以上500人未満：3
30人以上100人未満：2
30人未満：1

⑶ 経営比率及び営業年数（評点C）
① 流動比率
113%以上：5
100%以上113%未満：4
100%未満：3
② 営業年数
20年以上：5
10年以上20年未満：4
10年未満：3

⑷ 総合数値＝評点A＋評点B＋評点C

別記5 等級の格付け及び予定価格の範囲
〔掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲〕
⑴ 土木工事（上記1⑴）
① 1,100点以上 ：A
800点以上1,100点未満：B
800点未満 ：C
② Aは20,000万円以上、Bは2,000万円以上20,000万円未満、Cは2,000万円未満
⑵ 建築工事（上記1⑵）
① 1,100点以上 ：A
800点以上1,100点未満：B
800点未満 ：C
② Aは25,000万円以上、Bは2,000万円以上25,000万円未満、Cは2,000万円未満
⑶ 専門工事（上記1⑶から1⑮まで）
① 700点以上：A 700点未満：B
② Aは1,500万円以上、Bは1,500万円未満
⑷ 測量等（上記2⑴から2⑸まで）
① 45点以上：A 45点未満：B
② Aは500万円以上、Bは500万円未満

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度を有効期間とする国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「地方整備局等」という。）の所掌する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、港湾空港関係に係る申請方法等については、別に公示するものとするが、定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請に関する受付については同時に行うものとする（ただし、測量・建設コンサルタント等業務について郵送により申請を行う場合を除く。）。

平成22年10月1日
国土交通省大臣官房地方課長 坂根 工博
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
稗田 昭人

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

1 工事種別
⑴ 建設工事（道路・河川・官庁営繕・公園関係）の工事種別は、次の①から㉑まで（大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑）に掲げるものとする。
① 一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事）
② アスファルト舗装工事（ほ装工事）
③ 鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事）
④ 造園工事（造園工事）
⑤ 建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事）
⑥ 木造建築工事（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事）
⑦ 電気設備工事（電気工事）
⑧ 暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨ セメント・コンクリート舗装工事（ほ装工事）
⑩ プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑪ 法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫ 塗装工事（塗装工事）
⑬ 維持修繕工事（土木一式工事、ほ装工事、電気工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、機械器具設置工事、塗装工事）
⑭ 河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮ グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑯ 杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）
⑰ さく井工事（さく井工事）
⑱ プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲ 機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳ 通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑ 受変電設備工事（電気工事）
〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。
⑵ ⑴に掲げるもののほか、港湾空港関係に係る建設工事について、工事種別を次の①から⑤までに掲げるものとして同時に受け付けるものとする。
① 空港等土木工事
② 港湾土木工事
③ 港湾等しゅんせつ工事
④ 空港等舗装工事
⑤ 港湾等鋼構造物工事

2 業種区分
測量・建設コンサルタント等業務（道路・河川・官庁営繕・公園関係）の業種区分は、次の①から⑤まで（国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。
① 測量
② 建築関係建設コンサルタント業務
③ 土木関係建設コンサルタント業務
④ 地質調査業務
⑤ 補償関係コンサルタント業務

3 申請の時期及び場所
⑴ 定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、別記1に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ別記1に掲げる提出期間内に別記1に掲げる提出場所において申請書類の持参による申請を受け付ける。

また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による建設工事の申請者は、平成22年12月1日から平成23年1月14日まで（当日消印有効）の間に、別記2又は別記3に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記2又は別記3に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、郵送による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、平成22年12月1日から平成23年1月14日まで（当日消印有効）の間に、別記2に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記2に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、インターネットの使用による建設工事の申請者は、その本店所在地にかかわらず、平成22年12月1日から平成23年1月14日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp

また、インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は平成22年12月1日から平成23年1月14日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。
https：//www.pqrc.mlit.go.jp

⑵ 随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成23年2月1日以降随時に、別記2に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記2に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は測量・建設コンサルタント等業務についての公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出している者であるときは、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書の提出に係る地方整備局の総務部契約課又は国土技術政策総合研究所総務部会計課若しくは大臣官房官庁営繕部管理課において申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記2又は別記4に掲げるものとする。